平成２３年（フ）第７６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１
破産者　水田　武男
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目103番地ラフィヌプラザ水町Ⅲ101、申立時の住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2736番地15
破産者　江﨑　英敏
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
茨城県ひたちなか市大字佐和624番地の２
破産者　黒澤　　實
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２９号
千葉県野田市次木165番地８、開始決定時の住所千葉県野田市木間ケ瀬3397番地７
破産者　村井三佐男
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６６４号
埼玉県越谷市大字大林439番地11
破産者　小川日出四
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
埼玉県越谷市花田５丁目２番地３　メゾンブリアン202
破産者　那倉　勝江
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
埼玉県春日部市銚子口1133―１　社会福祉法人あすなろ会　あすなろの郷、住民票上の住所埼玉県春日部市藤塚1693番地11　鳥海方
破産者　今村さかゑ
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
埼玉県春日部市大枝371番地１　アーバン原202号
破産者　吉澤　正敏
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
金沢市小原町ソ145番地１
破産者　藤田　勝次
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１５号
金沢市涌波４丁目10番47号、従前の住所金沢市上荒屋５丁目412番地
破産者　上瀧美八子
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
静岡県沼津市多比49番地の１
破産者　梶　記英子
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
大津市今堅田２丁目36番５―101号、開始決定時の住所大津市今堅田２丁目14番７―702号　リーヴス堅田駅前
破産者　木口　耕二
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
大津市萱野浦７番２号
破産者　昭栄工作こと　荒尾　武利
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
大津市仰木の里４丁目３番３―303号
破産者　秦　　幸夫
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５７５号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号
破産者　信和商会こと　中井　信夫
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８６号
広島市佐伯区千同１丁目17番19号
破産者　高浜　文昭
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
徳島県美馬市脇町字拝原2798番地１　ペティコート脇町203号室、開始決定時の住所徳島県三好郡東みよし町加茂1869番地５
破産者　尾上　　靖
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２２７号
熊本県合志市御代志854番地
破産者　野澤　　隆
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７７号
熊本県天草市本渡町本渡2733番地
破産者　久保田正人
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部